

神奈川県

海老名市（優遇措置等は令和7年3月31日に失効）

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
・新規立地	—	工業専用地域、工業地域、準工業地域(3,000 ㎡以上の地域)、市街化調整区域(他法令等により企業等の立地が認められる場合に限り)1/2を軽減、市内で3年以上操業している中小企業は全額免除	固定資産税 都市計画税	3年間
大企業 30,000				
中小企業 5,000				
・3年以上市内で操業する企業（同規模の移転、建替え）				
大企業 20,000				
中小企業 3,000				
（事業所の開設、増設、建替え）		本社等を立地した場合、法人市民税の法人税割を1/2に軽減	法人市民税	3年間
大企業 10,000				
中小企業 2,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進事業	H20. 4	〈対象事業〉 ○製造業、情報通信業、自然科学研究所(総務省統計局の産業分類による) ○新たに市内に立地する場合	企業立地奨励金 ○投下資本額の10% ○限度額 3,000 万円
		大企業 投下資本額の総計3億円以上 中小企業 投下資本額の総計 5,000 万円以上	雇用奨励金 ○市内在住者を雇用した場合、雇用する時期に応じて差をつけ、1人につき 10～50 万円を交付 (雇用期間:1年以上 限度額 1,000 万円)
		○3年以上市内で操業する企業（同規模の移転又は同一敷地内に同規模の建替え） 大企業 投下資本額の総計2億円以上 中小企業 投下資本額の総計 3,000 万円以上	○雇用者が障害者である場合には、10 万円を加算 ※立地する企業の業種を問わない。
		○3年以上市内で操業する企業（市内別地区への新たな事業所の開設、既存事業所の増設、規模の拡大を伴う移転若しくは建替え） 大企業 投下資本額の総計1億円以上 中小企業 投下資本額の総計 2,000 万円以上	環境施設奨励金 ○雨水活用施設(有効貯水量 10 ㎡以上のもの) 1㎡につき5万円(限度額 100 万円) ○太陽光発電施設(発電能力 10Kw 以上のもの) 1Kw につき 10 万円(限度額 300 万円) ○風力発電施設 1Kw につき3万円(限度額 100 万円)

		円以上 〈対象地域〉 工業専用地域、工業地域、準工業地域 (3,000 m²以上の一団の地域)、市街化 調整区域(他法令等により企業等の立 地が認められる場合に限る)	○屋上緑化・壁面緑化(のべ3m²以上) 次 のいずれか低い方の額(限度額 300 万円) (1) 屋上緑化した面積1m²あたり2万円を乗 じて得た額若しくは壁面緑化1m²当たり 5,000 円を乗じて得た額(又は合計額) (2) 緑化に要した費用の 1/2 の額
			市内企業活用奨励金 ○立地に伴う工事や償却資産の取得で総 額 1,000 万円以上を市内企業に発注した 場合、5%を奨励金として交付(限度額:200 万円)

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))